

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

平成30年10月定例会  
(10月23日)

平成30年10月協議会  
(10月23日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

平成30年10月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(10月23日)

# 目 次

---

---

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 報告第 3号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めること について）	5
日程第 4 議案第10号 平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決 算について	6
日程第 5 議案第11号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算 （第1号）	23
日程第 6 一般質問	27
閉 議	38
管理者挨拶	38
閉 会	38

平成30年10月渋川地区広域市町村圏  
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

平成30年10月23日(火曜日)

出席議員(15人)

1番	山 畑 祐 男	議員	2番	馬 場 周 二	議員
3番	小 山 久 利	議員	4番	山 口 宗 一	議員
5番	南 千 晴	議員	6番	山 崎 雄 平	議員
7番	入内島 英 明	議員	8番	加 藤 幸 子	議員
9番	茂 木 弘 伸	議員	10番	須 田 勝	議員
11番	南 雲 鋭 一	議員	12番	望 月 昭 治	議員
13番	角 田 喜 和	議員	14番	小 池 春 雄	議員
15番	石 倉 一 夫	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

管 理 者	高 木 勉	副 管 理 者	石 関 昭
副 管 理 者	真 塩 卓	会 計 管 理 者	遠 藤 成 宏
監 査 委 員	中 澤 康 光	監 事 査 査 委 員 長	永 井 博 子
事 務 局 長	後 藤 昌 弘	消 防 長	福 田 浩 明
総 務 課 長	高 橋 保	事 業 課 長	吉 田 浩
清 掃 セ ン タ ー 長	永 井 茂 久	環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 長	田 中 淳 一
消 防 署 長	真 藤 喜 代 次	消 防 本 部 長	山 田 知 巳
消 防 本 課 長	星 野 光 一	消 防 本 課 長	角 田 泰 紀
総 務 課 長	熊 迫 奈 緒 美	事 業 課 管 理 係 長	杵 渕 全 路
企 画 財 政 係 長			
事 業 課 施 設 係 長	横 手 和 敏	消 防 本 部 長	原 澤 武 志
		総 務 課 庶 務 係 長	

事務局職員出席者

書記長	石田清六	書記	柴崎紀彦
書記	石田徹	書記	町田直哉

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成30年10月23日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
  - 第 2 会議録署名議員の指名
  - 第 3 報告第 3号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
  - 第 4 議案第10号 平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について
  - 第 5 議案第11号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）  
（提出者説明、質疑、討論、表決）
  - 第 6 一般質問
- 

会議に付した事件

議事日程に同じ

## 開 会

午前10時

議長（茂木弘伸議員） おはようございます。本日はお忙しいところご参集をいただきましてありがとうございます。

これより平成30年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

---

## 開 議

午前10時

議長（茂木弘伸議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

---

## 諸 般 の 報 告

議長（茂木弘伸議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第1 会期の決定

議長（茂木弘伸議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（茂木弘伸議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において4番、山口宗一議員、13番、角田喜和議員を指名いたします。

---

## 日程第3 報告第3号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

議長（茂木弘伸議員） 日程第3、報告第3号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） おはようございます。ただいまご上程をいただきました報告第3号 管理者専決処分の報告についてご説明申し上げます。

10月組合議会定例会議案の一般議案関係1ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

3ページをお願いいたします。専決処分書であります。和解及び損害賠償の額を定めることについて、本件事故にかかわる和解が平成30年8月7日に成立したことによるものでございます。本件事故は、平成30年6月26日午後3時19分ごろ、渋川市金井366番地2、八洋食品株式会社関東工場東社員駐車場におきまして、甲所有の化学消防ポンプ自動車を方向転換し、左折発進させましたところ、乙所有の普通乗用車に接触し、リアバンパーの右後部を損傷させたもので、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定及び管理者において専決処分することができる事項の指定についてにより、次のとおり専決処分したものでございます。

1の和解の内容ですが、当事者甲は渋川地区広域市町村圏振興整備組合、管理者、高木勉でございます。乙は、記載のとおりでございます。過失割合は、事故の状況から甲の100%で合意したものでございます。

（1）として、甲は乙に対し、車両修理費及び代車料45万7,397円のうち、45万7,397円を支払うものであります。

（2）として、甲及び乙は本件に関し、本和解条項に定めるほか、何ら債権債務のないことを相互に確認するものでございます。

2の損害賠償額は45万7,397円でございます。この損害賠償額につきましては、本組合が加入しております全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。

次に、事故の内容についてご説明いたします。渋川市金井、八洋食品株式会社関東工場東、同社社員駐車場において、消防署本署職員が定例水利調査を実施中、化学消防ポンプ自動車と同駐車場内において方向転換し、左折発進させたところ、同駐車場内に駐車中の同社従業員の普通乗用車に接触させ、リアバンパーの右後部を破損させたものでございます。今回の事故は、車両のオーバーハングへの注意、認識不足によるもので、各車両のオーバーハング長について再確認させるとともに、運行の際、乗車する職員全員で安全確認、安全運行に努めるよう再度指導したところでございます。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

**議長（茂木弘伸議員）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（茂木弘伸議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第3号を終わります。

---

#### 日程第4 議案第10号 平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について

**議長（茂木弘伸議員）** 日程第4、議案第10号 平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** ただいまご上程をいただきました議案第10号 平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について提案理由を申し上げます。

平成29年度予算の執行に当たりましては、経費の節減に努めながら、予定しました事業はおおむね計画のとおり実施することができました。以下、主要な施策の成果について申し上げます。

ふるさと市町村圏事業では、渋川地区広域圏が一体となって魅力あるふるさとづくりを行うため、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して広報事業、防火活動推進事業、広域イベント助成事業及びグリーンフラワー事業等を行いました。

広報事業では、広域行政に対する圏域住民の理解を深めるため、広報紙「広域だより」を年2回発行し、組合事業の情報提供に努めました。

防火活動事業推進事業では、防火に対する意識の高揚を図るため火災予防運動ポスターの作成、配布及び小中学生を対象に防火ポスターの募集を行いました。

広域イベント助成事業では、圏域住民の交流を図るため、渋川青年会議所主催の第67回日本のまんなか渋川駅伝大会に助成を行いました。

また、安心、安全まちづくり支援事業として渋川広域圏内の消防団等の活動支援を目的に、群馬県消防協会渋川支部に助成を行いました。

グリーンフラワー事業では、関係市町村の特徴ある緑化及び花いっぱい運動等に助成を行いました。

生活関連施設の整備及び運営に関しましては、救急医療対策事業として在宅当番医制、歯科在宅当番医制を実施している渋川地区医師会及び渋川北群馬歯科医師会に補助金を交付しました。また、輪番制により夜間及び休日における診療を実施している5病院に運営費補助金を交付しました。さらに、夜間の急病時に対応できる診療体制として夜間急患診療所を運営し、年間2,398人、1日当たり6.6人の利用がありました。

火葬場・斎場運営事業では、指定管理者による管理運営のもとで、火葬設備等の定期的な点検及び補修を行い、良好な施設管理に努めました。

ごみ処理事業では、ごみ処理業務の円滑な運営を図るため、運転管理業務を民間委託するとともに、老朽化した清掃センターの各種機器の補修及び更新工事を行い、処理業務の遂行に努めました。なお、継続的にごみ減量化に取り組んだ結果、ごみの搬入量は3万9,251.04トンで、前年度と比較して1,190.74トン減少いたしました。

し尿処理事業では、環境クリーンセンターの処理業務の効率化、安定化を図るため、運転管理業務を継続して民間委託するとともに、各設備機器の点検整備を行い、施設設備の処理機能維持に努めました。

消防、救急救助関係では、消防力の維持管理に努めるとともに、複雑多様化する災害へ対応するため、施設、装備の充実、強化に努めました。

車両装備関係では、本署に配備してある指揮車及び化学消防ポンプ自動車を更新いたしました。

火災予防対策として、防火対策対象物における出火防止及び防火管理対策の徹底強化を図り、ひとり暮らし老人家庭の防火査察など、各種災害の動向に着眼した予防施策を実施いたしました。

救急対策では、救命率向上のために住民に対する応急手当普及講習会等を実施するとともに、救急自動車の適正利用に係る広報を行いました。

平成29年度における主要な事業は以上のとおりであります。計画いたしました事業がおおむね遂行できましたことは、議員各位を初めとする関係機関のご支援、ご協力のたまものと深く感謝申し上げる次第でございます。

内容につきましては、事務局長及び消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議いただき、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

**議長（茂木弘伸議員）** 続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

中澤監査委員。

（監査委員中澤康光登壇）

**監査委員（中澤康光）** ただいま議長からご指名をいただきましたので、監査委員を代表して平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。

お手元に審査意見書を配付しておりますので、それぞれ要点のみの報告とさせていただきます。

それでは、意見書の1ページをお開きください。管理者から審査に付された決算書類が地方自治法等関

係法令に準拠し作成され、計算に誤りがないか、収支が適法であるかなどについて8月10日から9月28日まで審査を行い、その意見書を10月9日に管理者へ提出いたしました。

第4の審査の結果であります。審査に付された決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。また、審査した予算の執行及び関連する事務の処理はおおむね適正であると認められました。

次に、第5、審査の内容の1、決算の規模について申し上げます。下段の表をごらんください。歳入の本年度収入済額は30億7,216万5,000円で、前年度に比べ2,485万7,000円、0.8%の増加であります。歳出は29億8,595万8,000円で、前年度に比べ7,871万9,000円、2.7%の増加でありました。歳入歳出差引残額は8,620万6,000円でした。

2ページをお開きください。2、決算収支の状況についてであります。表の2列目をごらんください。4行目、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、5行目、実質収支額は8,620万6,000円となります。7行目、単年度収支額は1,989万9,000円の赤字となっております。さらに、単年度収支額の中には実質的黑字要素である基金積立金と赤字要素である基金取崩額が含まれており、これを加減した最下行の実質単年度収支額は5,448万8,000円の赤字であります。

下段の表、歳入決算状況をごらんください。本年度収入済額の予算現額に対する執行率及び調定額に対する収入率は100%であります。収入済額は前年度に比べ2,485万7,000円増加しております。不納欠損額はございませんでした。収入未済額は使用料及び手数料の清掃手数料で、2万2,000円で前年度と同額であります。

3ページ、款別歳入決算前年度比較表をごらんください。収入済額の主な内訳は、1款の構成市町村からの分担金及び負担金が25億6,711万9,000円、2款使用料及び手数料1億9,879万円、9款諸収入6,458万9,000円及び10款組合債8,880万円で、歳入総額の95.1%を占めております。

同じ表の右欄の前年度との比較における主な内訳は、増加では1款分担金及び負担金1,760万8,000円、8款繰越金3,683万3,000円、9款諸収入2,211万9,000円でした。減少では、2款使用料及び手数料1,109万2,000円、3款国庫支出金1,477万6,000円、7款繰入金3,438万9,000円でした。

5ページをお開きください。続いて、(2)、歳出について申し上げます。上段の表、歳出決算状況をごらんください。本年度の支出済額の予算現額に対する執行率は97.2%で、支出済額は前年度に比べ7,871万9,000円の増加であります。

次に、下段の表、款別歳出決算前年度比較表をごらんください。支出済額の主な内訳は、2款総務費1億5,617万4,000円、3款衛生費10億4,519万7,000円、5款消防費14億7,943万3,000円及び7款公債費2億9,809万4,000円で、歳出総額の99.8%を占めております。

同じ表の右欄の前年度との比較における主な増加の内訳は、3款衛生費6,018万6,000円及び7款公債費4,792万円で、主な減少の内訳は5款消防費3,260万5,000円であります。

次に、公債費について申し上げます。少し飛びますが、16、17ページをお開きください。別表4-1でご説明いたします。組合債の年度別借入・償還状況一覧表であります。表の中ほど、黒く網かけがしてあります行が平成29年度の状況です。16ページ左から3列目、未償還残高の平成29年度末残高は24億4,872万5,000円です。未償還残高は、平成26年度をピークに毎年減少しております。

17ページ左から2列目の合計欄は、平成29年度の元利償還額2億9,780万6,000円で、前年度に比べ4,780万1,000円、19.1%の増加でありました。

次に、18、19ページの別表4-2をお開きください。この表は、組合債の年度別区分別の元利償還額の内訳を示したものであります。表の最下行、未償還残高欄をごらんください。平成29年度末における元金の未償還残高の内訳は、18ページ左から2列目のごみ処理施設17億5,658万4,000円、4列目のし尿処理施設は3,300万円、6列目の火葬場、斎場は4,230万円、19ページ左から3列目の消防施設は6億1,684万円であります。

戻りますが、6ページをお開きください。(3)、実質収支に関する調書について申し上げます。地方自治法施行規則第16条の2の様式に従って作成されており、計数は正確でありました。歳入歳出差引額は8,620万6,000円で、翌年度繰越額はございませんでしたので、実質収支額は同額の8,620万6,000円の黒字であります。そのうち4,310万6,000円は、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れられます。

次に、(4)、財産に関する調書について申し上げます。本年度は整備された固定資産台帳をもとに資産の整合を図ったため、物品において大幅に変更が生じました。今後は整備された固定資産台帳の正確な把握に努めるとともに、厳しい財政状況を勘案の上、効果的な財産の取得、管理及び利用が図られるよう望むものであります。

ア、公有財産の土地及び建物の本年度末現在高ですが、土地は16万846平方メートル、建物は3万230平方メートルで、ともに前年度に比べ増減はありませんでした。

イ、物品では本年度末現在高は164点で、前年度に比べ113点増加しております。今年度は整備された固定資産台帳をもとに資産の整合を図り、また使用目的に合わせた区分の見直しを図りました。これは、主に今まで一体物品として計上しておりました物品の附属積載品等を耐用年数ごとに整理を行った結果、新たに物品として計上したことにより増加したものでございます。

次に、ウ、基金であります。基金の状況の表をごらんください。基金の数は2基金で、まず区分欄1段目、財政調整基金の本年度末現在高は3億4,901万3,000円で、決算年度中の増減高を加減すると前年度に比べ1,846万6,000円増加しております。

次に、2段目のふるさと市町村圏基金の本年度末現在高は10億3,808万8,000円で、前年度に比べ209万3,000円減少しております。なお、ふるさと市町村圏基金は現金以外に国債の債券運用を約4億円行っております。

最下段の本年度末現在高は13億8,710万1,000円で、前年度に比べ1,637万3,000円増加しました。

最後に、第6の意見を読み上げさせていただきます。8ページをお開きください。第6、意見。本決算の財政状況を見ると、歳入は30億7,216万円、歳出は29億8,595万円となり、前年度に比べ歳入で2,485万円の増加、同じく歳出においても7,871万円の増加となった。形式収支額は8,620万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、実質収支額は同額の8,620万円となり、前年度実質収支額1億610万円を差し引いた単年度収支額は1,989万円の赤字となった。基金への積み立てや取り崩しを加減した実質単年度収支額も5,448万円の赤字であった。

歳入については、消防施設公債費負担金が平成26年度及び平成27年度借り入れ分の元金償還開始により増加したほか、消防本部通信指令棟改修工事に伴う繰越明許分の繰越金が増加した。

歳出では、ごみ処理施設の適正な維持管理を行うため、清掃センター焼却設備及び粗大処理施設等の補修工事を実施したほか、し尿処理施設の環境クリーンセンターでは受電設備等の更新工事及び酸素製造装置等の補修工事を実施した。消防費においては、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の更新及び支援車の購入、はしご車のオーバーホールを行い、多様化する災害及び大規模災害並びに緊急消防援助隊アクションプラン等への迅速な対応体制を整えた。

歳出の主な増減を性質別に見ると、前年度に比べ公債費、普通建設事業費、補助費及び積立金が増加し、人件費が減少している。当組合の財源は、構成市町村の負担に負うことが大きく、その構成市町村の財政運営を取り巻く環境は依然として厳しい中、職員一人ひとりが経営感覚と責任を持って委託料及び工事費等々、行政コストの縮減や効果的かつ効率的な運用に努められたい。なお、施設の老朽化による維持管理、更新のために多額な経費がかかることが予想される状況下において、長期にわたり1者に随意契約している業務については競争入札の方法による契約とされるよう見直しを図られたい。組合においては今後も広域的な視点から構成市町村と連携、調整を行い、効率化を図りながら、時代の変化に対応したサービスの提供や地域づくりを進め、圏域住民の安心で快適な生活環境をしっかりと支え、負託と期待に応えていくことを強く要望する。

以上で平成29年度一般会計決算審査結果の報告を終わらせていただきます。ただいまご説明を申しあげました数値などについては、要約して申しあげましたが、その内容は意見書のとおりであります。また、誤読がございましたら意見書が正確でございますので、あわせてご理解くださいますようお願いいたします。

**議長（茂木弘伸議員）** 続いて、議案の説明を求めます。

後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** ただいまご上程いただきました議案第10号 平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要をご説明いたしますので、配付させていただきました平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組決算調書及び参考資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。一般会計における実質収支に関する調書であります。区分欄1の歳入総額は30億7,216万5,000円、予算現額に対する収入率は100.03%で、前年度に比べ2,485万7,000円、0.8%の増でありました。2の歳出総額は29億8,595万8,000円、予算現額に対する執行率は97.2%で、前年度に比べ7,871万9,000円、2.7%の増でありました。3の歳入歳出差引額は8,620万7,000円で、前年度に比べ5,386万2,000円、38.5%の減でありました。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5の実質収支額は、3の歳入歳出額と同額の8,620万7,000円で、前年度に比べ1,989万9,000円、18.8%の減でありました。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4,310万7,000円であります。これは、財政調整基金条例に基づいて決算剰余金の2分の1以上を積み立てるもので、前年度に比べ994万9,000円、18.8%の減でありました。

2ページをお願いいたします。1の公有財産、(1)、土地及び建物につきましては、決算年度中の増減はありませんでしたので、アの総括、最下段の合計の数字を申し上げます。土地が16万846平方メートル、建物が3万230平方メートルとなっております。

3 ページをお願いいたします。2 の物品であります。財務規則の規定によりまして、自動車については排気量550cc以上のもの、機械器具等につきましては取得価格が100万円以上のものを計上しております。前年度末現在高は51点、決算年度中増減高は113点で、決算年度末現在高は164点であります。決算年度中増減高113点の増は、平成29年度に統一的な基準による財務書類作成に伴い、固定資産台帳を整理するために行った調査により増となったものであります。また、区分の表記について見直しを行い、今まで車以外は具体的な物品名称を区分に表記していましたが、今回から使用目的に合わせた表記に整理いたしました。なお、区分欄上から3行目の消防自動車ですが、決算年度中増減高の記載はございませんが、化学車を更新、また5行目のその他緊急自動車においても決算年度中増減高の記載はございませんが、指揮支援車を更新しました。

次に、下の3、基金であります。(1)の渋川地区広域市町村圏振興整備組合財政調整基金の決算年度中の増減高は1,846万6,000円の増であります。これは、平成28年度決算剰余金5,305万6,000円及び財政調整基金利子21万3,000円を積み立てましたが、し尿処理施設費、施設維持管理事業の受電設備更新工事及び消防費、車両維持管理事業ではしご車オーバーホール費用として合計3,480万3,000円を充当し、相殺した額でございます。決算年度末現在高は3億4,901万3,000円となりました。

(2)の渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金は、原資10億円の運用益を広域圏の地域振興等を目的とした事業に使うことで設置されたものであります。区分欄1行目、現金の決算年度中増減高は209万3,000円の減であります。これは、平成28年度のふるさと市町村圏事業実施後の執行残等70万5,000円を積み立てましたが、ふるさと市町村圏事業に279万8,000円を充当し、相殺した額であります。決算年度末の現在高は6億3,906万9,000円となりました。

2行目、有価証券の決算年度中の増減はなく、決算年度末残高3億9,902万円は10年国債1件によるものであります。

以上によりまして、決算年度中の増減高は209万3,000円の減で、ふるさと市町村圏基金の決算年度末現在高は10億3,808万9,000円となりました。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。なお、4ページ以降の主要施策の成果説明書及び決算参考資料につきましては決算書の事項別明細書で執行状況等をご説明申し上げます。

続きまして、決算書の内容についてご説明いたします。別添の平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合決算書をお願いいたします。決算書1ページから4ページは、一般会計歳入歳出の総括でありますので、説明は省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。最初に、平成29年度一般会計歳入決算事項別明細書についてご説明いたします。歳入の説明は、右ページ、備考欄に記載された項目のうち、主なものについてご説明いたします。1款分担金及び負担金1項負担金、右ページ、収入済額の欄、25億6,711万9,000円は、分賦割合により納付いただきました市町村負担金でございます。説明は省略させていただきます。

5ページ下、2款使用料及び手数料1項使用料1目衛生使用料、2目労働使用料、3目教育使用料及び7ページ、4目消防使用料の備考欄、敷地使用料は、それぞれ電柱等にかかわる使用料であります。

2項手数料2目衛生手数料1節清掃手数料、右ページ、備考欄1行目の事業系一般廃棄物処理手数料1億7,934万6,300円は、手数料を徴収した搬入量1万1,956トンに対するもので、前年度に比べ789トン、6.2%

の減となりました。2行目の家庭系一般廃棄物処理手数料1,650万8,100円は、清掃センターへ直接搬入された家庭系ごみ搬入量1,101トンの手数料で、前年度に比べ39トン、3.7%の増となりました。なお、収入未済額の欄、2万2,800円は、全額事業系一般廃棄物処理手数料で、平成27年度に月決め搬入業者が廃業し、徴収不納となったため、収入未済として計上したものであります。

3目1節消防手数料、右ページ、備考欄1行目の危険物製造所等許認可手数料262万650円は、消防法に基づく危険物の規制に係る設置、変更等の許認可事務158件分であります。2行目、煙火消費許可手数料5万5,300円は、火薬類取締法及び同施行規則に基づく煙火消費許可7件分であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目消防費国庫補助金1節消防費補助金、右ページ、備考欄1行目の緊急消防援助隊設備整備費補助金1,768万円は、本署の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び指揮支援車の購入に対する補助金であります。備考欄2行目、社会資本整備総合交付金37万1,000円は、南分署耐震診断に対する交付金であります。

4款県支出金1項委託金1目消防費委託金1節消防費交付金、右ページ、備考欄、群馬県委譲事務交付金67万6,000円は、群馬県知事より権限移譲されたガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガス法及び火薬類取締法に基づく事務処理に対し交付されたものであります。

5款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入、右ページ、備考欄2行目の送電線線下補償料184万6,440円は、小野上処分場用地2,676平方メートルに係るものであります。2目1節利子及び配当金は、先ほど財産に関する調書で説明させていただきました財政調整基金利子及びふるさと市町村圏基金の運用利子であります。

2項財産売払収入は、9ページ、10ページをお願いいたします。1目1節物品売払収入、右ページ、備考欄、物品売払収入171万8,710円は、消防ポンプ自動車及び指揮車を売却したものであります。

7款繰入金1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金、右ページ、備考欄、基金繰入金3,480万3,000円は、し尿処理施設費、施設維持管理事業での受電設備更新工事及び消防費、消防車両維持管理事業でのほしご車のオーバーホールに充当しました。2目1節ふるさと市町村圏基金繰入金、右ページ、備考欄、基金繰入金279万8,000円は、ふるさと市町村圏事業へ充当しました。

8款1項1目繰越金1節前年度繰越金、右ページ、備考欄1行目、繰越金5,305万円は、前年度決算剰余金であります。同じく備考欄2行目、繰越金（繰越明許分）3,396万3,000円は、2カ年の継続事業として行った消防費、通信指令棟改修工事にかかわるものであります。

9款諸収入2項雑入1目1節違約金及び延納利息、右ページ、備考欄、消防ポンプ自動車等納入遅延損害金11万4,400円は、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び資機材の購入に当たり、納入業者が期限内に納入できなかったため、遅延利息を徴収したものであります。2目1節雑入、右ページ、備考欄最下行、広域行政圏整備推進協議会返還金3万5,309円は、加入していた広域行政圏整備推進協議会が廃止され、協議会廃止時点で加盟していた広域行政圏に対し均等に返還されたものであります。

11ページ、12ページをお願いいたします。右ページ、備考欄1行目の過年度委託料精算金159万1,272円は、夜間急患診療所に係るもので、前年度の医療費の確定に伴い精算した結果によるものであります。同じく備考欄3行目の有価物売払収入3,026万5,968円は、清掃センターの粗大ごみ処理施設で資源回収したアルミ及びスチール等売り払った収入であります。4行目の再商品化委託返戻金838万8,100円は、日本

容器包装リサイクル協会がペットボトル等の再商品化業者から徴収する再商品化委託料の一部が還元されたものであります。6行目の鉄鋼スラグ調査費用負担金69万1,200円は、小野上処分場搬入道路のスラグ分析調査に係る調査費用で、大同特殊鋼株式会社から費用負担を受け入れたものであります。8行目、高速自動車道救急業務支弁金558万8,460円は、高速自動車道における救急業務に対し、東日本高速道路株式会社から支弁されたものであります。9行目、群馬県防災航空隊派遣助成金85万8,000円は、航空隊へ派遣した職員1名分に対する群馬県防災ヘリコプター運航連絡協議会からの助成であります。11行目、消防救急デジタル無線共同整備事業負担金返還金1,408万6,321円は、消防デジタル無線機談合による違約金を受け入れたものであります。12行目、消防業務賠償責任保険42万8,440円は、救急出動中の物損事故及び救急救命士病院実習中に発生した事故に対し、加入している保険会社から損害賠償金として補填されたものであります。13行目、前橋赤十字病院負担金30万3,160円は、救急救命士病院実習中に発生した事故の損害賠償金にかかわる過失割合分相当額として前橋赤十字病院から受け入れられたものであります。3目1節弁償金、右ページ、備考欄の原子力損害賠償金148万2,840円は、東京電力ホールディングス株式会社が福島原子力発電所事故に対して行った放射性物質濃度測定等の賠償金であります。

10款1項組合債1目衛生債1節清掃債、右ページ、備考欄、し尿処理施設整備事業債3,300万円は、し尿処理施設の受電設備更新工事にかかわるものであります。2目1節消防債、右ページ、備考欄、消防自動車整備事業債5,580万円は、本署に配備した災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び指揮支援車にかかわるものであります。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。平成29年度一般会計歳出決算事項別明細書でございますが、説明は備考欄の二重丸で記載された主な事業の執行内容についてご説明いたします。なお、目の全部が経常的な経費である場合は説明を省略させていただきます。また、各節の不用額につきましてはおおむね200万円以上のものについて説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1款議会費であります。執行率は89.5%でございます。

2款総務費の執行率は98.4%でございます。1項総務管理費1目一般管理費は、広域組合の事務局運営費のほか、広域組合の総括的な事務管理に係るものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。右ページ、備考欄6段目の人事給与システム事業は、人事及び給与管理に関するソフト等の借り上げでございます。8段目の新地方公会計推進事業は、統一的な基準に基づく財務書類を作成するため、専門的な知識に基づく技術的な支援を委託したものであります。下から2段目の派遣職員給与費は、渋川市からの派遣職員3人分の給与費等の負担金であります。最下段の財務会計システム事業は、複式簿記及び固定資産台帳の管理を前提とした公会計システムに係るものが主なものでございます。17ページ、18ページをお願いいたします。右ページ、備考欄1段目の庁舎管理事業は、組合庁舎の施設管理を行うもので、光熱水費等が主なものでございます。

17ページ下の2項ふるさと市町村圏事業費は、渋川地区広域圏が一体となって魅力あるふるさとづくりを行うため、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して事業を実施いたしました。

1目活動事業費、右ページ、最下段、広報事業費は、広域だよりを年2回発行し、組合事業の情報提供やPRに努めました。19ページ、20ページをお願いいたします。20ページ、備考欄1段目の防火活動推進事業は、圏域住民の防火意識の高揚を図るため、火災予防運動の防火ポスターの配布を行いました。また、

圏域内の小中学生から防火ポスターを募集し、212点の応募があり、最優秀作品、優秀作品等の表彰を行いました。2段目の広域イベント助成事業は、渋川青年会議所主催の広域駅伝大会に補助金を交付し、圏域住民の交流を図りました。参加チームは38チームでございました。また、安心・安全まちづくり支援事業として、広域圏内の消防団等の活動支援を行うことを目的に、群馬県消防協会渋川支部に助成金を交付いたしました。3段目のグリーンフラワー事業は、関係市町村が実施した緑化事業及び花いっぱい事業に対し助成を行いました。4段目の情報機器等整備事業は、事務局及び消防本部のサーバー等の保守管理、パソコン等の計画的な整備及びホームページの維持管理を行い、正確な情報の共有及び情報処理に努めました。

19ページの中ほど、3款衛生費の執行率は95.1%でございます。1項1目保健衛生費は、救急医療対策に係るもので、圏域住民の常時診療体制の確保に努めました。また、右ページ、備考欄1段目の在宅当番医制事業、2段目の歯科在宅当番医制事業、最下段の病院群輪番制病院事業の3事業につきましては、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会及び関係病院にそれぞれ補助金を交付しました。

2目は夜間急患診療所費であります。年間の総利用人員は2,398人で、1日当たり平均6.6人の利用がありました。右ページ、備考欄最下段、施設維持管理事業、1行目の委託料は、年間を通して午後7時から午後11時までの内科、外科及び小児科の初期診療を目的とすることにより、圏域住民の医療サービスを図るため、渋川地区医師会に夜間急患診療所の診療業務を委託したものが主なものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。3目は火葬場・斎場費であります。年間の遺体等の火葬件数が1,452件、小動物の火葬件数が819件、式場使用件数が764件、待合室、霊安室等が1,576件でした。前年度に比べ遺体等の火葬件数が44件の増、小動物の火葬件数が66件の増、式場使用件数が19件の減、待合室、霊安室等が46件の減でした。しらゆり聖苑につきましては、平成26年4月1日から指定管理者制に移行しましたので、組合と指定管理者の責任分担に基づき組合に係る経費でございます。右ページ、備考欄1段目、施設維持管理事業、1行目の修繕料は、ひつぎ運搬車等の修繕を行いました。4行目の指定管理料は、指定管理者がしらゆり聖苑の管理運営を行うに当たっての平成29年度分の指定管理料でございます。5行目の借地料は、緑地帯5,993平方メートルに係る地代であります。6行目の工事請負費は、火葬炉の良好な運転を保つため、計画的な火葬炉等の補修工事を行いました。最下行の備品購入費は、自動体外式除細動器、AEDですが、これを更新しました。

2項1目ごみ処理施設費は、清掃センター及び最終処分場におけるごみ処理に係る経費でございます。ごみの年間搬入量は、可燃物が3万6,971トン、不燃物が2,280トン、合計で3万9,251トンの処理を行いました。前年度に比べ1,191トン、3%の減となりました。また、リサイクル分別収集品の搬入量はビン類が475トン、ペットボトルが223トン、合計698トンで、前年度に比べ16トン、2.2%の減となりました。

初めに、不用額の説明を申し上げます。節の欄5行目、11節需用費、右ページ、不用額の欄、2,944万3,241円は、一般経費の電気料の減、焼却施設維持管理事業等における薬品費の使用量等の減が主なものであります。同じく節の欄7行目、13節委託料、右ページ、不用額の欄、738万3,888円は、焼却施設維持管理事業における焼却灰等運搬業務委託料の減、最終処分場維持管理事業における発生塩運搬加工業務委託料の減が主なものであります。

右ページ、備考欄2段目、一般経費は24ページをお願いいたします。最下行の汚染負荷量賦課金は、公

害健康被害の補償等に関する法律に基づき特定対象事業所として、排ガス量及び重油の使用量により負担したものであります。備考欄1段目、施設維持管理事業、2行目の修繕料は、2号炉側壁れんが積みかえ、1号炉温風循環ヒーター及び粗大処理施設第1搬送コンベヤーディスクローラー等の修繕に要した経費であります。3行目の手数料は、ダイオキシン類測定及び放射能測定等の手数料で、測定結果は全て基準値以下でありました。4行目の委託料は、自家用電気工作物保守管理業務及び空調機保守点検等を委託したものであります。5行目の管理運営委託料は、清掃センターの焼却施設、粗大処理施設、リサイクル施設及び埋立施設の運転管理業務を委託したものであります。8行目の工事請負費は、計画的な不燃ごみクレーン、灰クレーン補修工事を行いました。

2段目、焼却維持管理事業、1行目の消耗品費は、悪臭、有害ガス等の除去のための薬品購入費が主なもので、公害防止等に使用するものであります。2行目の委託料は、エコ小野上処分場への5,356トンの焼却灰等の運搬及び塩化水素濃度計、計装機器点検及び中央監視制御装置等の保守点検等を委託したものであります。3行目の工事請負費は、計画的なごみ焼却設備補修工事及びごみクレーン補修工事を行いました。

3段目、粗大施設維持管理事業、1行目の消耗品費は、回転式破砕機内部部品及び酸素分析計等を購入いたしました。2行目の委託料は、可燃性ガス検知器、酸素分析計及び防爆用蒸気ボイラーの保守点検を委託したものであります。最下行の工事請負費は、計画的な粗大処理施設補修工事を行いました。

4段目、埋立施設維持管理事業、1行目の消耗品費は、小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。4行目の調査委託料は、群馬県の指導により行った榛東処分場擁壁等安定性検討業務及び小野上処分場スラグ分析業務を委託したものであります。最下行の工事請負費は、計画的な小野上処分場等の水処理施設補修工事及び小野上処分場舗装補修工事を行いました。

5段目、最終処分場施設維持管理事業、2行目の委託料は、エコ小野上処分場のガス検知器保守点検等を委託したものが主なものでございます。3行目、管理運営委託料は、エコ小野上処分場の運転管理を委託したものであります。

6段目のリサイクルセンター施設維持管理事業は、ガラスビン及びペットボトルを処理し、リサイクル品に再商品化するもので、リサイクル原料としてガラスビン448トン、ペットボトル189トンを日本容器包装リサイクル協会に搬出しました。2行目の委託料は、ガラスビンのリサイクル品再商品化業務及びリサイクルセンター保守点検を委託したものであります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業費、右ページ、備考欄、ごみ処理施設周辺整備事業は、清掃センターの地元である五輪平協議会へ300万円を交付しました。また、最終処分場関連では、ごみ処理施設周辺地区整備事業として500万円を渋川市に交付しました。

3目し尿処理施設費は、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理にかかわる経費であります。し尿及び浄化槽汚泥の年間搬入量は、し尿が2,102キロリットル、浄化槽汚泥が1万9,091キロリットル、合計で2万1,193キロリットルでありました。前年度に比べ356キロリットル、1.7%の減となりました。

25ページ、26ページをお願いいたします。不用額につきましてご説明いたします。25ページ、節の欄、1行目、11節需用費、右ページ、不用額の欄、600万8,045円、一般経費における電気料の減、施設維持管

理事業における薬品費の使用量及び契約単価の減が主なものであります。左ページ、節の欄5行目、15節工事請負費、右ページ、不用額の欄、596万7,600円は、施設維持管理事業における補修工事費等の契約差金であります。

右ページ、備考欄2段目、施設維持管理事業の1行目、消耗品費は、し尿及び浄化槽汚泥の処理及び脱臭に係る薬品等であります。2行目の修繕料は、管理棟屋上防水シート、自動火災報知設備及び脱臭設備等の修繕をしたものであります。4行目の委託料は、受け入れ施設から発生する沈砂等の運搬、処分業務等を委託したものであります。5行目、管理運営委託料は、し尿処理施設運転管理を委託したものでございます。最下行の工事請負費は、定期的な酸素製造装置、2次処理設備、前処理設備補修工事及び受電設備更新工事等を行いました。

4款労働費の執行率は94.5%でございます。1項労働諸費1目職業訓練センター費は、職業訓練センターに係る経費であります。右ページ、備考欄1段目の職業訓練校運営事業等助成事業は、渋川地区高等職業訓練校として使用している渋川地区職業訓練協会へ補助金を交付し、技能者の育成に対し助成を行いました。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わりにいたします。5款につきましては消防長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

**議長（茂木弘伸議員）** 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

**消防長（福田浩明）** それでは、5款消防費についてご説明申し上げます。

決算書、そのまま25ページ、26ページをお願いいたします。消防費の執行率は98.5%でございます。1項消防費1日常備消防費は、消防救急体制の維持、強化及び災害時等の対応に係る経費であります。平成29年度の火災発生件数は54件で、前年度に比べ10件の増でした。内訳は、建物火災30件、林野火災4件、車両火災8件、その他の火災12件でした。救急出動件数は5,717件で、前年度に比べ374件の増、搬送人員は5,252人でした。出動件数及び搬送人員ともに過去最高となりました。救助出動件数は92件で、前年度に比べ24件の減でした。主なものは交通事故によるものが37件でした。

決算書27ページ、28ページをお願いいたします。初めに、主な不用額の説明を申し上げます。節の欄2行目、2節給料の不用額220万8,735円は、育児休業等による執行残であります。節の欄3行目、3節職員手当等の不用額886万2,363円は、夜間勤務手当、休日勤務手当及び住居手当等の執行残によるものが主なものであります。節の欄6行目、11節需用費の不用額269万7,985円は、一般経費における燃料費及び電気料の減が主なものであります。節の欄11行目、19節負担金、補助及び交付金の不用額432万2,653円は、消防共同指令センター運営事業の消防指令事務協議会負担金の減が主なものであります。

続きまして、右側備考欄の二重丸で記載された主な事業の執行内容について説明いたします。2段目、一般経費、下から2行目の損害賠償金は、救急活動中の物損事故に係る損害賠償金及び病院実習中の事故に係る損害賠償金で、全額加入している消防業務賠償責任保険から補填されました。最下行の過誤納還付金は、消防救急デジタル無線基地局整備事業に係る還付金です。

3段目の応急手当啓発事業は、AED及び訓練用人形等を用いた応急手当普及講習会等を開催し、救命率の向上を図りました。185回の講習会を開催し、4,508名が受講いたしました。

4 段目の職員研修事業は、消防大学校に 1 名、群馬県消防学校に 33 名、その他の研修に 19 名の職員を派遣し、知識や技能の向上に努めました。3 行目の職員研修負担金は、群馬県消防学校等に職員を派遣し、消防の知識と技術の向上に努めるとともに、必要な資格取得に係る負担金です。

最下段は救急救命士養成事業で、東京研修所へ 1 名を派遣し、救急救命士の育成を図りました。また、指導的立場の救急救命士集合養成のため、九州研修所へ 1 名を派遣し、さらに薬剤投与等の病院実習に計 2 名、気管挿管病院実習に 2 名を派遣し、救急体制の強化を図りました。平成 29 年度末で救急救命士は 36 名となりました。

29 ページ、30 ページをお願いいたします。1 段目の職員健康管理事業、1 行目の委託料は、B 型肝炎検査、予防接種及び特定業務従事者健康診断等を行いました。

2 段目、施設維持管理事業、1 行目の修繕料は、各分署の発電機のバッテリー交換修繕等を行いました。4 行目の庁用備品は、通信指令棟改修に伴い、ロッカー類等を購入いたしました。

3 段目、車両維持管理事業は、消防自動車、救急自動車など 33 台に係るタイヤ交換、修繕、車検及び定期点検等であります。なお、6 行目の委託料は西分署のはしご車の分解整備を行いました。

4 段目、業務用備品管理事業、1 行目の消耗品費は、救助用ロープ、ホースバッグ及び泡原液等を購入いたしました。2 行目の修繕料は、消防用機械器具及び救急用資機材等の修繕を行いました。4 行目の事業用備品は、消防用ホース配置計画に基づき、消防用ホース、消防用吸管及び消火栓キーハンドル等を購入いたしました。

5 段目、職員被服貸与事業は、新採用職員 5 名を含む職員の制服及びセパレート型防火衣等を購入いたしました。

6 段目、救急事業、1 行目の消耗品費は、救急用器具及び感染防止用品等を購入いたしました。4 行目の委託料は、北関東循環器病院、渋川医療センターからの応急手当ての指示及び救急資機材の点検に係る経費でございます。

8 段目、消防共同指令センター運営事業、1 行目の負担金は、消防救急無線のデジタル化に伴い、平成 28 年 4 月 1 日から本格運用しております高崎市・安中市消防組合ほか 5 一部事務組合消防指令事務協議会の負担金であります。

31 ページ、32 ページをお願いいたします。2 目消防施設費は、消防施設の改修、建設及び車両更新に係る経費でございます。備考欄 1 段目、施設改修事業、3 行目の調査委託料は、南分署の耐震診断を行いました。

2 段目、消防自動車等購入事業、3 行目の車両購入費は、本署に配置した災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び指揮支援車を更新いたしました。

3 段目、施設改修事業（繰越明許分）、1 行目の工事請負費は、平成 28 年度からの継続事業で、通信指令棟、事務室、女性用仮眠室、更衣室及び来庁者用のトイレ等に改築した通信指令棟改修工事に要した平成 29 年度の支払い分であります。

以上で 5 款消防費のご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（茂木弘伸議員） 後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** 続きまして、6款からご説明いたしますので、31ページ、32ページをお願いいたします。6款教育費の執行率は73.9%でございます。1項保健体育費1目体育施設費は、広域圏運動場に係る経費で、環境クリーンセンター建設時に地元対策施設として建設したものであります。広域圏プールの開場期間は毎年8月1日から8月24日までの24日間開場しておりますが、平成29年度は設備にふぐあいが生じたため全期間閉場いたしました。

右ページ、備考欄2段目、施設維持管理事業2行目の修繕料は、プールの排水管の漏水にかかわる修繕料でございます。4行目の委託料は、プール監視等業務委託が主なものであります。なお、先ほどプールを全期間閉場しましたと申し上げましたが、設備のふぐあいによる閉場決定が開場直前であったため、委託業者による開場前準備及び新任教育研修等が終了しており、それらに係る経費に対する委託料であります。

7款公債費の執行率は、99.9%でございます。1項公債費1目元金23節償還金、利子及び割引料、右ページ、備考欄の元金償還金は、過去に借り入れた組合債27件にかかわる償還金でございます。なお、平成29年度末の組合債現在高は24億4,872万5,176円となりました。2目利子23節償還金、利子及び割引料、右ページ、備考欄の利子償還金は30件分でございます。3目公債諸費、右ページ、備考欄、起債償還事務事業は、起債管理システムの借り上げでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（茂木弘伸議員）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

**14番（小池春雄議員）** 先ほど代表監査委員の中澤代表監査委員より監査報告がありまして、監査報告書の中の最後の意見というところで、私は何度も質疑しているのですけれども、第6の意見書の末尾7行目あたりから、「なお、施設の老朽化による維持管理、更新のために多額な経費がかかることが予想される状況下において、長期にわたり一者に随意契約をしている業務については、競争入札の方法による契約とされるよう見直しを図りたい」というのがございます。私は、これ大変問題のあることだと思っていました。ましてや2億円を超えるようなものが随意契約でなされていたと。そして、今このような形で決算書の報告がありましたけれども、先ほど申したことについて今後どのような対応をしていくかということをもまず1点先に確認をしておきたいと思えます。

それから、決算書の3款1項3目、葬斎場の指定管理4,200万円とありますけれども、これの指定管理に当たってはどのような方法で入札がなされたか。そして、そのところに何業者を指名して、どこが入ったかという確認です。

それと、3款2項1目、ごみ処理管理委託料、これも多額になっております。2億2,919万円でありましてけれども、この状況はどうであったのか。あるいは、最終処分場の管理運営委託というものもありますけれども、これも4,461万円。それぞれの管理委託料について状況はどうだったかと。管理委託を6つか7つぐらいあるかと思うのですけれども、その詳しい説明をしていただきたいというのが2点目であり

ます。

それから、3点目になりますけれども、皆さんもご存じ、記憶にあると思うのですけれども、広域の言い分はエコ処分場の前に処分場があったときの道路の搬入路のスラグの調査をするというのがありまして、これが大同特殊鋼株式会社から69万1,200円を受け入れて調査をしたということなのですけれども、調査をしたという話は聞いたのですけれども、予算の議決はしたのですけれども、その後調査結果がどうなったかという報告がありません。その調査結果がどの程度、どういう形でスラグが含まれていて、それで基準値はどうであったかという部分についての回答をお願いしたいと思います。

以上、3点ですけれども、よろしくお願いします。

**議長（茂木弘伸議員）** 後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** 小池議員からのご質疑についてお答えさせていただきます。

清掃センターの運転管理の今後についてということでございますけれども、平成31年度から債務負担行為を組みまして、競争入札に移行していきたいと考えております。

それから、しらゆり聖苑の指定管理者についてでありますけれども、平成25年度に指定管理者の募集を行いまして、5社応募がありまして、指定管理者選考委員会において現在の富士建設工業に決定しております。

それから、最終処分場、それからエコの運転管理の関係でございますけれども、1者で随契を行っております。平成29年度は1者で行ってまいりました。

それから、小野上処分場の搬入路の調査結果ということでありますけれども、昨年、平成29年8月4日から平成29年9月15日まで調査を行いました。3カ所行いました。調査結果につきましては、ナンバー1からナンバー3までありますけれども、ナンバー1のところではフッ素及びその化合物がオーバーしております。ナンバー3のところにつきましてもフッ素及びその化合物がオーバーしております。土壤に関しては全て基準に適合しているということが確認されております。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** まず、契約の問題でありますけれども、やはりこれまでににおいては桐生でも何億円か、億を超えるものをやっているとか、あっちでもそういうふうに行っているという話だったので、そもそも自治法の精神からいくとこんな多額の金の随意契約をするなんてことはそもそも間違いです。それで、広域組合でこの見積もりがしっかりできたのかというところな見積もりもしないで、請負業者から見積もりをもらって、ほとんど半端を切るぐらいで約定して渡しています。もう本当にあり得ないことがずっと続いていたのです。しかし、来年はそうではなく、競争入札、競争の原理を入れて検討することなのですから、今は平成29年度の決算ですから、それが妥当であったかどうかということが基準になるし、そして本年度をしっかり決算をすることによって、この決算というのが次年度の予算を組む上でこれが大事なものになるのです。そのための決算ですから、しっかりやっていただきたい。もうこれ以上言ってもそれまででありますので、この件については私は同じこと、押し問答になりますので、言おうとしませんけれども、スラグが入っていて、そして平成29年度の中で調査を行いました。先ほど回

答がありましたけれども、基準値をオーバーしているところがあると。オーバーしたのはそのまま放っておけばいいという考えなのでしょうか。これは、どういう形でそこに入ったのか。広域で頼んでいないにもかかわらずそういうものが入れられたのであれば、これは広域の最終処分場ではありますけれども、業者のただの捨て場ではないのです。焼却残渣を捨てる場所ですから。産業廃棄物の捨て場ではないのです。本来ここにはそういうものが、入ってはいならないものが入っているのです。そして、私はこのときに言ったのは、エコ処分場にも入っているでしょうと、そっちも調査したらどうかと言ったら、いや、そこはしませんと、第1期工事ですと。問題なのは2期工事なのです。しかし、1期工事にも入っていたのです。この調査結果を見ますと、スラグ碎石の量というのは先ほど言いましたけれども、ナンバー1のところは深さ40センチメートルをコア掘っています。あれで40センチメートルあるのです。第2、そっちは基準値を超えていなかったというのですけれども、ここでは70センチメートルの深さでスラグが入っているのです。第3番目のところは、やはり75センチメートルぐらい入っているのです。調査しましたよね。皆さんも見ていますよね。この調査報告書の中にもそのように記入されています。もう相当な量です、これ。皆さん、これ量どのぐらい入っているか計算しましたか。あれが70センチメートルで、低いところもあるでしょうから、深いところはまだあります。平均して70ぐらいですから、深さ70センチメートルあって、幅が何メートルあって、幅が何メートル、長さ何メートル、深さが何メートルといえばもう量が出るでしょう。何十立米だか何百立米入っていたか。多量に入っているのです。これをそのまま、まだ放っておくという考えなのですか。何のための調査なのか。ここ大きな問題なのです。もうこれだけ多量に入っていたらどうかしなければならぬでしょう。そのところをどういうふうに考えているのか、また今後どう行っていくのかについてをお尋ねをいたします。ですから、計算した中で、皆さんでこれをざっと、時間は与えますから、何立米入っているか計算してください。そして、今後の排除方針お伺いします。これ出ているとき計算したでしょう。

**議長（茂木弘伸議員）** 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** 小野上処分場の搬入道路のスラグの関係でございますけれども、スラグ碎石層の試料採取については発注者と業者の協議によりスラグ碎石と思われる白色の碎石層を含む土壌直上の碎石層の全体をスラグ碎石層として均等採取といたしましたが、試料採取したスラグ碎石層と呼ぶスラグ碎石だけが堆積したわけではございませんので、今回の調査からスラグ碎石の埋蔵量というのですか、入っている量を計算することはできないと考えております。また、発見されたスラグの撤去の考えはあるかということでございますけれども、スラグ材が地中にある場合は旧処分場の横ですが、現在はエコ小野上処分場へ行く通路となっております。焼却灰の運搬車が通行していますので、今後舗装が傷み、現状の舗装を撤去して、新たな舗装工事を行うときに検討したいと考えております。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** 舗装が傷んだらそのときに考えるという言い方なのではございますけれども、何のためにこの調査をしたかということです。この調査費用も大同特殊鋼株式会社が出しているわけです。出しているということは、もう大同特殊鋼株式会社がうちのほうから入っていますよと言っているわけです。だから、

調査費用を大同特殊鋼株式会社が出すのです。入っていない人が調査費用出すばかいないでしょう、そんなものは。これだから、もう製造者責任で明らかではないですか。被害を受けているのはこの広域組合なのです。その認識全くないのですか。被害者なのです。被害者が加害者の肩を持つような、そんなふざけたことを言っていてどうするのですか。それでこの広域をあなた守っていただけるのですか。被害者なのです。そのことは認識できますよね。だから、向こうは金出すのですから。だったら被害者として、しっかりと大同特殊鋼株式会社に対してあなたが入れた責任でちゃんと撤去してくれと。これは、方法はいつでもあるではないですか。道路を半分通行どめにして半分工事するとか、方法あると思うのです。いつかは、だって工事するときには出てくるわけですから。それは、どうするかというのは、それはまた違うところに搬入路をあけるか、広げるかというのは、それは大同特殊鋼株式会社に責任をとらせればいいことでしょう。どうしてその考えが、その視点というのがないのですか。聞いていてあきれるばかりです。被害者です。必ず被害者がいるときには必ず加害者がいるのです。責任は加害者なのです。私は加害と言います。害を与えているのですから。わかった時点でそれは撤去してもらおう。これざっと皆さんがユーロフィン日本環境株式会社に対して、そここのところが地点が3カ所ありまして、8月25日、アスファルト舗装というのは0から0.05だから、5センチメートルです。アスファルトが5センチメートル。それで、路盤碎石、盛り土というのは、これも5センチメートルから45センチメートルです。そして、スラグ碎石が45センチメートルから85センチメートル。0.85メートルですから、40センチメートルから85センチメートル入っているのです。ここはボーリングしましたから、はっきりわかるわけです。この45センチメートルから85センチメートルが、これがスラグですよという調査結果が出ているのです。そして、試料採取深度というか、0.85から1.36メートルまで掘りましたよと。その中に45センチメートルから85センチメートル、これはナンバーワンの地点です。ナンバーツーが、これが60センチメートルから110センチメートル入っていますよと。ナンバー3、3つ目の箇所です。下のほうですが、それが45センチメートルから1.20。ここで75センチメートル入っていますと。深く掘った、採取したところは1メートル20ある。1メートル70掘って、その間に70センチメートルスラグが入っていますよという、こういう結果なのです。これざっと計算すれば約800トンぐらいです。あなたがすぐそこで計算しても出ます。このぐらい入っているのです。相当な量です。これはしっかりと、このことは大同特殊鋼株式会社が認めているからこそ、このための調査費用も出しているわけですから、いつか舗装工事が、舗装が壊れて、そのときに考えるという問題ではなくて、大同特殊鋼株式会社と協議して、早急に撤去するという方策を私はとるべきだと思いますし、とらなければならないと思っております。

最後に、職員が答えるには限度があると思いますので、管理者に確認をいたします。これは何とか、今言ったようにこれだけの量が予算をかけてやって、入っているということが明らかになっております。これは、そちらが出した議長宛てに出した報告書かな。広域議会で調査して、議長宛てに出ている報告書だと思います。報告が出てきた以上、そしてこれだけスラグが入っているという以上は撤去するというのが本来であります。

それと、先ほども言いましたけれども、もう一点の平成31年度からは、これまでは新しい市長もそこまでまだタッチはしていなかったと思います。次年度からは契約の方法についても随意契約で2億円を越すような契約は、代表監査委員からの指摘もあって、次年度からは考えたいという回答がありました。そこ

の部分も含めまして、この2点を最後に管理者に確認をして私の質疑終わります。確認と決意です。

**議長（茂木弘伸議員）** 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 小池議員の質疑にお答えをいたします。

スラグの問題、これについてはいろんな経過もありますし、いろいろな調査もされておりますので、健康被害が発生しないように適時、適切に対処してまいりたいと思います。

また、随意契約の問題です。この問題については私も同様な認識を持っております。金額も大きいということ、そして執行上も最少の経費で最大の効果を上げると、そういうことに努めなければいけないということがありますので、監査委員の指摘もございますけれども、執行者として適切な契約方法を選択し、次年度に向けて競争原理が働くような方法で今準備を進めております。

以上でございます。

**議長（茂木弘伸議員）** ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（茂木弘伸議員）** ご質疑なしと認めます。

議案第10号の討論に入ります。

14番、小池議員。

（14番小池春雄議員登壇）

**14番（小池春雄議員）** 私は、今上程をされております平成29年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計決算の認定について反対の立場で討論をいたします。

先ほど申しあげましたように、監査委員からも指摘もありましたが、2億円を越すような多額なものが随意契約で行われていると。これでは公平な入札が行われないうちでございまして、

それと、もう一点、スラグの問題でありますけれども、このように大量なスラグが入っているということが報告書でも明らかになっておりますけれども、しかしこれもその調査は大同特殊鋼株式会社のお金で行って、そしてスラグの毒性があるということも認識されていて、それで私たちの想像を上回るスラグ、ざっと計算しても約800トンぐらいは入っているのではないかと考えております。しかし、これもまだ撤去されないという状況があります。それだけのお金を受け入れて、それで撤去されない。とても多くの人たちの安全も守れるものではないと思いますし、広域圏の利益にもならないと思います。今回は監査委員からもしっかりとした監査意見が出まして、次年度から私たちの希望の持てるものが一部見えてきたかなという感がありますけれども、先ほど申しあげましたようにそれぞれの問題がある以上、今決算を認定するという考えには至りませんので、私は反対とさせていただきます。

**議長（茂木弘伸議員）** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（茂木弘伸議員）** 討論なしと認めます。

それでは、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（茂木弘伸議員） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり認定されました。

---

日程第5 議案第11号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補  
正予算（第1号）

議長（茂木弘伸議員） 日程第5、議案第11号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補  
正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第11号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興  
整備組合一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の主な補正の内容でございますが、歳入では使用料及び手数料の減、そして国庫支出金及び前年度  
繰越金の増、それに伴う市町村負担金の調整でございます。歳出におきましては、人事異動及び人事院勧  
告に基づく人件費総額の増などがございます。債務負担行為の追加は、清掃センター運転管理業務委託に  
関するものでございます。また、地方債の追加及び変更など、予算補正の必要が生じたので、ご提案  
を申し上げます。

内容等につきましては事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決くださ  
いますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

休 憩

午前11時53分

議長（茂木弘伸議員） 休憩いたします。

会議は、午後1時に再開いたします。

（5番南 千晴議員休憩中退席）

---

再 開

午後1時

**議長（茂木弘伸議員）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案の説明を求めます。

後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** ご上程いただきました議案第11号 平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,732万7,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

第2条は、債務負担行為の補正です。債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によりたいと思います。

第3条は、地方債の補正です。地方債の追加及び変更は、第3表、地方債補正によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正は、債務負担行為の追加であります。清掃センターは、多種多様の設備機器により構成されたプラントで、特殊な施設であり、特殊性の高い施設であります。また、ごみ処理施設は単に搬入されたごみを焼却炉に投入しているものではなく、全ての連動する機器の調整や入念な点検が必要な施設です。同施設は、使用開始後25年を経過していることもあり、安全で安定した運転には相当の運転経験と技術の蓄積及び知識が必要と考えます。このことから、業務の適切な遂行を重視し、5年程度の委託期間が必要と考え、債務負担行為をお願いするものです。期間は平成30年度から平成35年度、限度額を11億4,653万2,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表は、地方債補正であります。地方債補正は、追加と変更であります。上段の追加をごらんください。起債の目的欄、消防庁舎建設等事業は、当初予算では南分署用地取得財源として財政調整基金の繰り入れを予定していましたが、南分署の耐震診断を行った結果、緊急防災・減災事業債の対象事業に該当する値となりましたので、財源を財政調整基金の繰り入れから地方債に変更することによる追加であります。限度額は3,210万円であります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

下段の変更をごらんください。変更は、地方債の目的欄1行目、消防自動車整備事業は、水槽付消防ポンプ自動車の事業費の確定により起債対象事業費が減額になったことによるもので、限度額が3,590万円から10万円を減額し、3,580万円とするものであります。また、2行目、救急自動車整備事業は、国庫補助金の交付決定及び事業費の確定により起債対象事業費が減額となったことによるもので、限度額が3,390万円から1,330万円を減額し、2,060万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更なく、記載のとおりであります。これによる補正後の限度額の総額は、8,850万円となります。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、2の歳入についてご説明いたします。なお、これからの説明は款、項、目につきましては左側のページを、節、説明欄につきましては

は右側のページをごらんいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金 1 項負担金は、市町村負担金で、3,529万1,000円を減額するものであります。主な減額の理由は、歳入では一般廃棄物処理手数料の減、繰入金の減及び有価物売払収入の増、歳出では薬品購入費及び公債費の減が主なものであります。

2 款使用料及び手数料 2 項手数料 2 目衛生手数料、右ページ、1 節清掃手数料938万6,000円の減は、説明欄 1 行目の手数料を徴収する事業系一般廃棄物の搬入量を 7 月までの実績に基づき、見直しを行ったものであります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目消防費国庫補助金、右ページ、1 節消防費補助金は、1,493万1,000円の増額補正であります。説明欄 1 行目、緊急消防援助隊設備整備費補助金1,454万8,000円は、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の購入に対する補助金を当初見込んでおりませんでした。緊急消防援助隊設備整備費補助金が交付決定となったものであります。2 行目、社会資本整備総合交付金38万3,000円の増は、消防署東分署の耐震診断に対する交付金を当初見込んでおりませんでした。社会資本整備総合交付金が交付決定となったものであります。

5 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金、右側、1 節利子及び配当金83万1,000円の減は、ふるさと市町村圏基金運用利子の減によるものであります。

7 款繰入金は、10ページ、11ページをお願いいたします。1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金、右ページ、1 節財政調整基金繰入金3,210万円の減は、消防署南分署用地取得費について当初財政調整基金の繰り入れを予定しておりましたが、耐震診断の結果、緊急防災・減災事業債が充てられることによるものであります。2 目ふるさと市町村圏基金繰入金、右ページ、1 節ふるさと市町村圏基金繰入金83万1,000円の増は、基金運用利子の減により繰入金を増額するものであります。

8 款 1 項 1 目繰越金、右ページ、1 節前年度繰越金3,310万円の増額は、前年度決算剰余金の 2 分の 1 を歳入として受け入れしたものであります。

9 款諸収入 2 項 2 目雑入 1 節雑入は、587万円の増額補正であります。説明欄 1 行目、職員給与費負担金23万9,000円の減は、消防学校派遣職員分の負担金額を精査したものであります。説明欄 2 行目、有価物売払収入610万9,000円の増は、アルミ、スチール等の売り払い単価及び搬出量を 7 月までの実績に基づき見直しを行ったものであります。

10 款組合債については、4 ページ、第 3 表、地方債補正において説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。3 の歳出についてご説明申し上げます。説明につきましては説明欄の二重丸で表記してある事業の中で、主なものについてご説明させていただきます。初めに、各款にわたり人件費の補正をお願いしておりますが、ここで一括して説明させていただきます。人事院は、去る 8 月 10 日、国会及び内閣に対しまして、一般職の国家公務員の給与を本年 4 月 1 日から平均 0.2% 引き上げ、一時金の支給月数を年間 0.05 月分追加する必要がある等の勧告を行いました。国等では、この取り扱いについて現在のところ決定しておりませんが、あらかじめ人事院勧告ベースに予算措置をお願いするものであります。なお、広域組合職員の給料条例等は渋川市職員の例によるとされていますので、渋川市で条例改正が議決された後、執行いたします。改定に伴う所要額は 737 万 1,000 円の増であります。それに

あわせて人事異動及び職員手当等を調整いたしまして163万5,000円の減となり、今回の人件費総額では573万6,000円の増額補正となります。

2款総務費1項総務管理費は、1,140万8,000円の増額補正であります。右ページ、説明欄2段目、派遣職員給与費の負担金1,096万8,000円の増は、渋川市からの派遣職員が1名増となったことによるものであります。

3款衛生費2項清掃費1目ごみ処理施設費は、1,656万6,000円の減額補正でございます。説明欄2段目、一般経費、電気料874万3,000円の減は、電気基本料金が減額となったためであります。説明欄3段目、焼却施設維持管理事業、消耗品費206万8,000円の減額は、薬品購入費で、契約単価の減によるものであります。説明欄4段目、粗大処理施設維持管理事業、工事請負費97万円の減は、工事請負額の確定によるものであります。

説明欄5段目、最終処分場維持管理事業は、624万2,000円の減額補正であります。1行目の消耗品費138万2,000円の減は、薬品単価の減によるものであります。2行目、委託料486万円の減額は、発生塩運搬加工業務委託料で、発生塩の処理方法を変更したことによる減額であります。

14ページ、15ページをお願いいたします。5款1項消防費は、137万円の増額補正であります。1目常備消防費、右ページ、説明欄2段目、職員被服貸与事業105万円の増額は、平成29年度に2名が定年退職以外に退職したことにより、平成31年度採用予定者を2名増とするためであります。2目消防施設費、説明欄1段目、消防自動車等購入事業34万5,000円の減額は、水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材の契約差金によるものであります。

7款1項公債費1目元金、右ページ、説明欄1段目、元金償還金、1行目の消防施設費345万5,000円の減は、平成29年度の繰上償還により元金が減額となったためによるものであります。2目利子、右ページ、説明欄1段目、利子償還金、1行目の衛生施設（し尿）3万2,000円の減は、借り入れ利率が確定したことにより利子が減額となったためでございます。2行目の消防施設7万5,000円の減は、借り入れ利率が確定したこと及び平成29年度の繰上償還により利子が減額となったためでございます。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

**議長（茂木弘伸議員）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（茂木弘伸議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第11号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（茂木弘伸議員）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（茂木弘伸議員）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 一般質問

**議長（茂木弘伸議員）** 日程第6、一般質問を行います。

申し合わせ事項により質問の時間は答弁を含め1時間以内とします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇をしてお願いいたします。2回目以降は自席でお願いいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

エコ小野上処分場建設に係る検証について。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

**13番（角田喜和議員）** 通告に基づきまして一般質問を行います。

エコ小野上処分場建設工事の検証についてであります。小野上エコセンター事業、これにつきましては平成19年に一般廃棄物処理基本計画が行われ、環境省所管の循環型社会形成推進交付金対象事業として平成24年度から建設が開始され、平成26年度にクローズド式の埋立処分場が完成をいたしました。エコ小野上処分場建設工事の検証ということで、主だったものについて検証していきたいと思っております。

まず、大同特殊鋼株式会社から搬入されたと言われている、これは既に確定をしておりますが、この搬入された小野上処分場の進入路に使われたスラグの量は何立方メートルであったのか、年度別にお示しをいただきたいと思っております。

次に、エコ小野上処分場建設に当たり、議員活動参考資料として設計資料提供を受けました。その中でAの13というのがありますが、仮設費であります。この仮設費で見ているのはサンドマット工を70センチメートルの厚さで9,700平方メートル使うことになっていました。このサンドマットはどこにどの程度敷いたのか、使ったのか、まず質問をいたします。

その他細部にわたりましては、自席に戻り質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

**議長（茂木弘伸議員）** 後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** 角田議員からの一般質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、小野上処分場の搬入路に使われたスラグの量はということにつきましては、小野上処分場の埋立期間における年度別のスラグの使用量ですけれども、平成28年2月議会の一般質問で回答しておりますので、同じ回答になりますが、群馬丸太運輸株式会社からの請求書及び広域組合保管の納品書により平成17年度は58.17トン、平成18年度は67.7トン、平成21年度は52.66トン、平成23年度に70トン、合計248.5トンが納入されております。

次に、サンドマットについては何立米ぐらい敷いたかということに対しましては、サンドマット工は地

盤改良機械が移動する場所の下に敷き詰める砂で、仮設材です。施工範囲は地盤改良を施工した範囲で、主に外周部の補強土壁の下の部分になります。設計数量は、厚さ70センチメートルで9,700平方メートルです。

以上であります。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** それでは、検証しながら質問をさせていただきたいと思います。

まず、搬入路にどうあったのか、248.5トンということでありました。次に、その関係でいきますと、先ほども決算の中で小池春雄議員からも質疑がありましたが、ここの進入路全体で見たときに、進入路全体です。長さ及び幅員はどの程度なのか。そのところにこれだけ年度にわたって、今示されたのが平成17、平成18、平成21、平成22、こういう4年度にわたってでありますけれども、この辺についてどのところに入っていたのかお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それと、続いてサンドマットの関係につきましても、どの程度入ったかというところでは佐藤建設工業から入ったものが694立方の出荷証明が出されていますけれども、それ以外のものについては入荷された記録がないのです。この辺のところの食い違いはどのように説明するのかお示しをいただきたいと思います。まず、そのところからお願いいたします。

**議長（茂木弘伸議員）** 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** 小野上処分場へのスラグの搬入量ということでありまして、幅が5.1メートル、約です。長さが約80メートル。これ全体に入っているというものでありません。トラック等のぬかるみ対策で、ハンドルを切ったときとか、そういったときに掘れてしまった箇所に入れたということを知っております。

それから、山砂の件でありますけれども、設計時にサンドマット工法の材料は再生砂を使用することになっておりましたが、近隣では必要量の再生砂の手配、確保が難しいことから、調達しやすい山砂ということで、大木工業から5,383立方メートル、榛名S P有限会社から1,440立方メートルを納入しております。

以上であります。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 確認ですけれども、先ほどスラグの搬入記録の中で248.5トンということでありましたが、以前に示されたものについて言いますと2015年に群馬丸太から22立方、44トン入っていますよね、5万5,000円で。それから、2005年11月28日に昔の大同原料サービス、今の大同エコメットです。そこから58.17トン入っている。これはありました。2006年7月26日、これに67.70トンもあります。それから、52.66トン、その次に70トンとありますが、その前の平成21年5月22日に群馬丸太から50トン、これも抜けているのではないですか。合計すると430トン。随分違う数字なのですから、正直なところどうなのか。

それから、これに見合うものについては群馬県にも報告していますよね、きちんと。群馬県の環境森林部長も答えています。数字が違うのです。その辺はどうなのですか。きちんとしたものがなければならな

いと思うのですけれども、数字が違うのはおかしいではないですか。以前私に、議長名で資料請求したときに小野上処分場スラグ購入リストいただいたものを今説明した、この数字です。その数字が違う。

それで、今答弁では約80メートル全体には入っていない。誰が全体に入っていないと確認しているのですか。答えてください。

**議長（茂木弘伸議員）** 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** 全体に入っていないということにつきましては、当時の群馬丸太職員からの聞き取りであります。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** そんな本当かどうか当ての無い話を信用できますか。だって、3カ所ボーリングしたところ、その数年間にかけて埋めたのならば泥がまじる、泥というのですか、滑るのですから、ぬかるみなのですから、その上にあそこに載っていけば層ができるのです。掘ったところは層がどこも3カ所出ていないのです。この辺についてきちんとお示してください。普通だったら誰が考えたって複数年間にわたってそこに埋めたのならば層ができるのです、必ず。たとえ5センチメートルでも。今回のこの資料の中には層がありません。どう説明するのですか。

**議長（茂木弘伸議員）** 事業課長。

（事業課長吉田 浩登壇）

**事業課長（吉田 浩）** それでは、角田議員の質問に回答いたします。

スラグの入っている層のことなのですけれども、報告書の中に2-3、調査採取方法ということで報告されております。実際の採取地点では構成図と一部相違があった。構成図については30センチメートル想定していたのですけれども、40センチメートル程度から70センチメートル程度があったという形で報告書になっています。そのスラグ碎石層の採取方法については、発注者との協議によりスラグ碎石層と思われる白色の碎石層を含む土壌直上の碎石層全体をスラグ碎石層として均等採取したと記載されています。層の変わり目、全体の中にスラグや土壌がまじっていると報告書には記載されています。試料を採取したスラグ碎石層と呼ぶ層にはスラグ碎石だけが堆積していたわけではなく、この調査からスラグ碎石の埋蔵量を計算することは現状ではできておりません。また、ボーリングについては3カ所行いましたが、断面上の深さについてはわかるのですけれども、範囲については、ボーリング調査の中ではどの範囲使われたかまでは今回の調査では確定できませんので、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 今答弁いただきましたが、だからといって入っていないという保証はないではないですか。それで、なおかつボーリング柱状図というのも私見ました。皆さんのところに本当はこういったものは、結果報告書というので議員皆さんに配ってあればこういうことかとわかるのですけれども、それが配られていない。こんな重要なものが議会の議員に報告されていないということがまず1つ私は問題だと思います。この中で碎石部分かスラグ部分かというのは、きちんと組み上げています。本来舗装を切っ

てあればその下に碎石層があって、その下にスラグがあるかということで当初見込んでいたならば、掘ってみたらそういうものではなかった。一括70センチメートルだ、75センチメートルだと小池議員も言っていましたけれども、そういう状況が出たわけです。それと同時に、先ほど言いました群馬県に出した数字が幾らなのか、それ答えてもらえませんでした。これ重要なところなのです。私どもがこれを計算したならば約400立米、800トンという計算になるのです。実際には70メートルで幅6メートルというので計算してみると794トンになります。ここのところだってしっかりしたものを持たずに、群馬県にどうやって報告したのですか。もう一回お答えをお願いします。

それと、次にきちんとこれ答えを出してもらわないといけなくていいのですが、その中で先ほどサンドマットの工法について実際にはサンドマットは手に入らなかったから、山砂を使ったということがありましたが、そうすると設計上のものと実際に入ったものが違う。このところはどうするのですか。それだって本来設計変更しなければならぬのに、協議もしていないし、こういったものがあってもやってしまったからいいやでは通らないはずなのですから、どういうお考えなのですか。これいけないと私は思いますけれども。

もう一つ言わせてもらおうと、答弁がまだですから。それに見合う全体の写真もなければ、そのところの入れてあったのだというものは全くないんだよ。これでどうやって判断するのか、一緒をお願いします。

**議長（茂木弘伸議員）** 事業課長。

（事業課長吉田 浩登壇）

**事業課長（吉田 浩）** それでは、再生砂から山砂への変更をしたということなのですから、砂を使う目的なのですから、先ほど説明したとおりサンドマット工で地盤改良機械が移動する下に敷き詰める砂です。70センチメートル敷き詰める砂ですから、再生砂を使うものと山砂を使う目的は変わらず施工できますので、特に協議書等取り交わしておりません。口答での指示を行ったものと記憶しております。

また、スラグ碎石層の話になりますけれども、昨年度調査においてスラグ調査行いましたけれども、先ほどと同じ回答になるのですけれども、報告書にあるとおりスラグ碎石と思われる白色の碎石層を含む土壌直上の層なのですから、土壌というのはもともとあった土の上の部分に当たります。その部分で白色の碎石層が含まれるところも含めて全体をスラグ碎石層として均等採取したということに報告書記載してあるとおり、厚みが70センチメートル敷いてあるとか、そういう記載ではありません。先ほどと同じ説明になるのですが、これを報告書で碎石が敷き詰められている場所まではちょっと限定できておりませんので、埋蔵量については確認できておりません。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 量としてでしょう。70センチメートルスラグ入っていたのではないですか。その上は土です。碎石です。70センチメートルあった事実というのは認めるわけですよね。どうすれば70センチメートルも1カ所にたまるのか。施設全体で私が計算したところは430トンになりますけれども、それがどうやって平均70センチメートルになるのですか。その場所だけ70センチメートル、そんな深まりがあったとは考えられないです。私もふだんも工事中にも何度かお邪魔しましたけれども、3カ所全てです。70センチメートル、75センチメートル。おかしいではないですか。知らないでは通らないです。群馬県に届け

出した数字だって違うと言ったでしょう。幾らなのですか。これは、エコ処分場の建設工事について検証しているのです。検証しているのだから、もう終わっているのだから、きちんと答えてください。一般質問でもちゃんとすり合わせしているでしょう。すり合わせして、きちんとこういうことを言うからと細かくしているにもかかわらず、何の答弁書も持っていない。何やっているのですか。きちんと答えてください。

**議長（茂木弘伸議員）** 事業課長。

（事業課長吉田 浩登壇）

**事業課長（吉田 浩）** 先ほどと同じ回答になってしまうのですけれども、70センチメートルの厚さということで、70センチメートルスラグ材だけが埋まっているわけではありません。報告書に記載のまた同じことを読み上げることになるのですけれども、スラグ碎石層と思われる白色の碎石層を含む土壌直上の碎石層全体をスラグ碎石層として均等採取したと報告書に書いてあるとおりで、層の変わっているスラグなどが含まれている部分を全体にスラグ碎石層として報告書に記載してあります。その層のその部分が70センチメートルあったりということが報告書に記載されているとおりです。ボーリングですので、細かく土壌の変わる変わり目はわかるのですけれども、そこにどれだけの量のスラグが入っているということは、この3カ所のボーリング調査して判断できませんと。また、県に報告している数値は先ほど事務局長が報告したとおり248.5トンということで、県に報告しております。それが現在県のホームページでスラグが使用されている箇所として小野上処分場ということが記載されております。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 私が聞いているのは試験採取の状況で、当初はアスファルトが4センチメートル、碎石路盤が20センチメートル、それで盛り土が約ゼロから100センチメートル、1メートル、その下にスラグ碎石が約30センチメートル程度はあるのではないかと、こういうことでスラグ碎石の下の土壌も汚染されていないかきちんと調査してくれということで発注かけているのでしょうか、調査最終報告は。にもかかわらず、盛り土はほとんどなく、スラグ碎石路盤が土壌に行き着くまでが70センチメートルある。だから、全部に入っている。この調査はいいかげんなものではないでしょうか。全てに入っているかどうかわからない。そんな理由の答弁だめです。そこははっきりしてください。こればかり言っていられないので、そのところはきちんともう一度、同じ答弁だったら答弁要りません。

次のサンドマットの関係ですけれども、サンドマットと山砂、形状同じでほとんどあれが変わらないから、口頭でやったと。きちんとそれに見合う写真もなくて、実際に使っているのかどうかわからないのではないですか。それに伴って出荷証明が出されていましたが、いつからいつ入ったという証明書は全くないです。これについては工事が始まるその中で、平成24年12月から大体工事始まって、平成25年4月ごろまで使われた。その中のいつ入ったのか、では示してください。この数字までわかっているのだから。あるわけでしょう。大木から5,383立方出た。それだっていいかげんではないですか。全部出てきた中で大木のをみると203立方しか納品書はないのです。そんないいかげんなことを言うてはだめだ。いつ出したのか、きちんと日付まですぐ示してください。

**議長（茂木弘伸議員）** 事業課長。

(事業課長吉田 浩登壇)

**事業課長(吉田 浩)** それでは、サンドマット工が施工されたということの写真なのですけども、資料請求を受けまして、角田議員の手元にはあると思いますが、写真についても施工中70センチメートルの厚さが施工されている、砂が施工されている写真が工事写真としてあります。それお手元にあると思います。

あと、全体量については先ほど説明したのは事業者から出ている出荷証明になります。出荷証明については全体量を記載したものを提出しておりますので、個別な納入書というのは受注者が納入業者から納入されたとき受け取るものが納入書になりますので、発注者であります組合にはその納入書は保管してありません。

以上になります。

**議長(茂木弘伸議員)** 13番。

**13番(角田喜和議員)** そんなことを言ったって、大木さんは常に現場について、ジョイントベンチャーから請け負っていることでありますけれども、大木さんはちゃんと現場に届けに行っているのです。届けに行っている。203立方メートルを平成25年3月9日、3月8日、3月6日、3月4日、ちゃんと現場に納品している。それから、3月6日にも、これは碎石ですけども、ちゃんとそういうものがある。だから、そういったものが管理できないのではなくて、ちゃんとあるのです。広域組合からちゃんと出させてもらったものでチェックしているのです。そんないいかげんなことを言ったってだめです。それも出てきたのは去年の12月でしょう。12月の日付で出荷証明が出てきたのでしょうか。だから、きちんとしたもので検証しなくてはならないのに、検証される側の組合が何にも手に持っていない。こんなおかしな話がありますか。写真だって数枚あっただけです。全体でわかるところが一枚もない。その場所その場所できちんと証拠をとっておくのが本来のやり方。それもやっていない。

それと同時に、これはジョイントベンチャーでやっているわけですけども、そこに佐藤建設工業がバージンの碎石を入れたと言ってきているのです。それはそのとおりでよいのか。これも通告してありますから、確認の意味で、イエスかノーかで答えてください。

**議長(茂木弘伸議員)** 事務局長。

(事務局長後藤昌弘登壇)

**事務局長(後藤昌弘)** 佐藤建設工業からバージン碎石を入れたかどうかということでもありますけれども、サンドマット工の砂を碎石にかえて納入した事実はございません。

以上です。

**議長(茂木弘伸議員)** 13番。

**13番(角田喜和議員)** 私は、サンドマットのかわりにバージン碎石入れたか聞いていないです。佐藤建設工業が材料としてバージン碎石を入れたとなっているけれども、それは事実ですか、どうですか、こう聞いたのです。佐藤さんいっぱい入れていますよね。もうここにあるように何万立米も入れていますよね。その中の一節です。お願いします。

**議長(茂木弘伸議員)** 事業課長。

(事業課長吉田 浩登壇)

**事業課長(吉田 浩)** 佐藤建設工業からの碎石ですけども、サンドマット工にかえて佐藤建設工業から

碎石を入れた事実はありませんが、この現場で使っている新材の碎石ですけれども、現場に入れた事実はあります。納品書も、これにつきましてはスラグの関係がありますので、納品書を受注者から預かって、事務所に保管してありますので、新材、C40-0を入れたことは事実としてあります。

また、先ほど山砂の納品書の話なのですけれども、納品書につきましては事務所で保管してあるのは佐藤建設工業の納品書を保管はしてあります。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** いずれにせよ進入路のところについては、これは本工事については1期工事に入れたのではなくて、進入路の工事については2期工事で工事を行っていますね。確認だけ聞かせてください。

**議長（茂木弘伸議員）** 事業課長。

（事業課長吉田 浩登壇）

**事業課長（吉田 浩）** 旧処分場の北側の搬入路、その場所につきましては、旧処分場の横を通りまして、新しく建設されたエコ小野上処分場に行く通路となります。エコ小野上処分場の工事では、その場所につきましてはアスファルト舗装5センチメートルと路盤工の20センチメートル、計25センチメートルの施工を行いました。施工する前は土のままの道路でしたので、進入路として搬入路になるために舗装工事のみを行いました。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

**事業課長（吉田 浩）** 旧処分場、エコ小野上処分場の工事では、一切その工事は行っておりません。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 2期工事であそこ路盤形成から全部して、下層路盤、上層路盤までやって、舗装したのでしょうか。境界のところなんかは1期工事ではする工事ではない。あんな上まで、ぎりぎりまで1期工事のときに道路があるわけではないではない。どこかで山を積んで、だんだん、だんだん右側の埋立していくのだから、そんないいかげんな答弁したってだめだ。広域組合は、被害をこうむっている可能性があるんだよ。被害をこうむっている、実際に。それを業者の肩を持つような答弁しているようではどうしようもない。どうなんだい。

**議長（茂木弘伸議員）** 事業課長。

（事業課長吉田 浩登壇）

**事業課長（吉田 浩）** 旧処分場とエコ小野上処分場の境に近いところで去年3カ所行ったうちの1カ所、ナンバースリーですか、その部分についての質問だと思いますけれども、その場所につきましてはエコ小野上処分場が建設する以前は旧処分場に運ぶ覆土を、現在のエコ小野上処分場のある場所から覆土としての土を旧小野上処分場のところに運んでいました。その通路の部分がナンバースリーに近い場所になりますので、その部分は旧小野上処分場のときの通路として使われていた場所と重なっている場所になります。

以上です。

議長（茂木弘伸議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 僕が尋ねていることではないです。現にあそこについては渋川市の議会で私が質疑をしたときに、それでは現地へ行ってみようということで、きょうも何人かの議員もいますけれども、現地立ち会いに行きました。そこでは表面にあるスラグを拾いました。これは、1期工事から何らかの拍子で来たのだということでそのときは言いました。私は、2期工事だと思っています。それが証拠には、あそこの脇を掘ってフェノールフタレインかけました。事務局長もいましたよね。赤くなりましたよね。佐藤建設工業さんがバージン材を入れたとすれば、フェノールフタレインかけても赤くはならないのです。なぜならばフェノールフタレインをかけて赤くなる。それにはコンクリートの砕いたものとか、そういうところに反応します。ただし、佐藤建設工業さんは中間処理を持っていないから、間違ってもそういったRCなんかは搬入できない。そのものを持っていないのです。バージン材を入れたところをちょっと脇を掘って、数カ所かけました。そしたら真っ赤かにアルカリ反応が出たではないですか。これ、ではどういう説明するのですか。拾ったものではない。舗装になっているその脇を掘ったじゃない。そのときに端をちょっと掘って、真っ赤になった。その事実はどう説明するのですか。お願いします。

議長（茂木弘伸議員） 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） エコ小野上処分場での建設工事についてはスラグは使用しておりません。

議長（茂木弘伸議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 事務局長、説明になっていない。答弁になっていない。事務局長だっていたのだから。確認して、今こっくりしたじゃない。赤くなっているやつ見ているじゃない。何でそれでも入っていないなんて言うのか。おかしい、それは。もう一回正直に答えてくれ。

議長（茂木弘伸議員） 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） 同じ答弁になってしまうかと思いますが、エコ小野上処分場の建設ではスラグ材は入っておりません。

議長（茂木弘伸議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ここまで言っても業者の肩を持つ。先ほど管理者は、小池議員の質疑に対してきちんと対処するというをおっしゃいました。この問題は、重要な問題なのです。ぜひ管理者も含めて、ここにいる議員全員でもいいです。現地行って、もう一回そういったものあるのかないか。フェノールフタレインかけてみればすぐわかることだから、それやりましょう。管理者、どうですか。

議長（茂木弘伸議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） いろいろ過去の経緯があったようでございますけれども、仮に必要性があれば、それはそういうふうに対応すればいいのではないかなと私は思います。

議長（茂木弘伸議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ぜひとも管理者も必要があれば行きたいということですから、ぜひ行って確認をしていただきたい。これは要求しておきます。近日中をお願いをしたいところです。

次について、次は足場の変更についてでありますけれども、平成26年7月25日の臨時議会のときに当時の議員全て、事務局、私も傍聴人として参加しました。もうそこには足場はなく、屋根も半分かかって、鉄骨はもう組み上がっておりました。これは、任意仮設でありましたけれども、任意仮設の変更はできないと考えますが、いかがですか。

**議長（茂木弘伸議員）** 事業課長。

（事業課長吉田 浩登壇）

**事業課長（吉田 浩）** 足場が任意仮設であるゆえ変更できないかということなのですけれども、変更は設計変更ガイドラインに基づき行います。このガイドラインの中で指定と任意の使い分けの項目があります。任意の場合でも当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行くと明示されています。任意仮設であっても、設計変更を妨げるものではなく、やむを得ない事情を勘案し、変更を行いました。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** やむを得ぬ事情というのはなかったのです。これ実際には入札のとき一式で1,333万6,000円がいつの間にか2,000万円も増額しているのです。3,275万6,000円に。これは、内訳書も協議書も添付されていないのです。全部その資料を提出を求めました。全くないにもかかわらず、2,000万円から金額が変更になっている。何でこれが特殊な事情で、特殊な事情ならば、なおかつ内訳書、協議書もきちんとあってしかるべきなものがないのはどういうことなのですか。こんないいかげんな設計変更があるわけではないですか、任意仮設の変更は。こんないいかげんなことでやっていたのか。お願いします。

**議長（茂木弘伸議員）** 事業課長。

（事業課長吉田 浩登壇）

**事業課長（吉田 浩）** 変更の理由になりますが、この工事期間中清掃センターで発生する焼却灰は民間処分場に委託し、処理していました。民間委託期間は、平成26年9月30日までで、10月1日からは新しく建設される処分場で処分する予定でございました。しかし、大雨や大雪の影響から工事工程に大幅なおくれが生じたため、平成26年9月30日に完成ができなくなり、工事全体の工期を平成26年12月22日まで延期を行いました。しかし、焼却灰の処理を引き続き民間に委託しますと多額の処分費がかかることとなりますから、灰を置く施設である被覆施設だけでも9月30日に完成させる必要がありました。完成させるために受注者と協議を行いまして、鉄骨工事において部分的な足場を組みながら施工を進める方法に変更いたしました。当初計画では被覆施設を建設するための仮設工事の足場ですけれども、全体に足場全体を組んで鉄骨工事を進める計画でしたが、部分的な足場を組む工法に変更することにより、足場を撤去した場所から内部のシート工事などを進めることができるようになりまして、切れ間なく工事を、各工程進めることができるような変更を行ったものです。それにより10月1日から民間委託していたものを、焼却灰をこの施設で処分できるようになりました。そのことが理由で変更いたしました。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** それでは、きょうここで出せとは言いません。2,000万円も設計変更するのですから、私はできないと思っています。協議書を、これ終わったら即出してください。見せてください。お

願います。

**議長（茂木弘伸議員）** 事業課長。

（事業課長吉田 浩登壇）

**事業課長（吉田 浩）** 変更の協議書の関係の書類ですけれども、裁判の関係がありまして、角田議員には大分手元に行っていると思います。あと、書類につきましては事務所で保管されておりますので、いつでもお見せできるような状態にはなっております。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 裁判なんか関係ない。裁判のことやっているのではない。今やっているのは検証です。裁判のことなんか一つも私言っていない。それで、私以前に協議書、打ち合わせ書一式出してくれと言った中に入っていなかった、それだけが。ほかのものは全て入っている。きょう帰りの時間となったらちょっと見せてください。願います。

もう時間がないので、あと2つばかり聞きますけれども、平成26年4月1日時点で出来高計算書には補助事業外というのは2,900万円しかありませんでした。それも未着工でした。それで、7月25日並びに12月19日の議会の中で変更の増額が出てきましたけれども、この増額は補助事業でされたという認識でいいのか。そのとおりか違うかだけでいいですから、教えてください。

**議長（茂木弘伸議員）** 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** 変更契約の説明は、補助事業が増額されたということによろしいかということでありますけれども、この事業は渋川地区広域圏循環型社会形成推進地域計画に基づき、循環型社会形成推進交付金事業として基本設計等から始まりました。エコ小野上処分場の建設事業費として工事費の工事監理業務委託費は、平成23年度に継続費として予算は議決され、また最終の工事費と工事監理業務委託費の合計では32億3,742万1,200円です。契約変更の際し、循環型社会形成推進交付金事業の対象事業費が増額されたかですが、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領第3項（1）において、交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるとされ、交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であり、ある事業において年度間調整額が発生した場合には他の事業の受領額を減らすことで調整することができることと循環型社会形成推進交付金交付要綱第6第2項に規定されています。継続費の中でエコ小野上処分場の建設工事費の不足は生じませんでしたし、渋川地区広域圏循環型社会形成推進地域計画に基づく循環型社会形成推進交付金事業にも不足は生じておりません。以上のことから、設計変更ごとの循環型社会形成推進交付金事業費の増減は行っておりません。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** ですから、平成26年7月、また12月の議会で増額になったのは補助対象事業が変更になったという理解でいいのですね。補助対象事業が全てふえたという認識でいいのですね。

**議長（茂木弘伸議員）** 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** 先ほどのご質問ですけれども、全体で変更をかけております。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** ですから、事務局長、全体で変更かけているのだから、全てが循環型形成交付金の補助対象事業と理解していいのですねと聞いているわけ。はい、そのとおりですと答えればいいのです。全て補助対象事業ですね。イエスかノーか、ほかの答弁要りません。教えてください。

**議長（茂木弘伸議員）** 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** 補助対象の中にも補助対象内、外がございます。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** そんなばかな話がありますか。補助事業の中で補助対象事業外があるなんて。どこからそんなことが出てくるのだ。全て補助対象外ではないのか。そうでなければ、補助対象外があるとするれば、補助対象外の設計書はあるのか、契約書はあるのか。それなければ仕事できない。どうですか。もう2分しかない。イエスかノーか、簡単でいい。

**議長（茂木弘伸議員）** 事業課長。

（事業課長吉田 浩登壇）

**事業課長（吉田 浩）** 循環型社会形成推進交付金事業としてエコ小野上処分場全体が交付金事業として行われました。その中の項目に、対象内の項目と、対象外の項目がございます。それを整理して、交付申請を行っております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

**事業課長（吉田 浩）** 全体が交付金事業で工事を行っておりますので、1つの設計書でまとめられております。交付対象外と対象内が設計書で分けられている形にはなっておりません。エコ小野上処分場全体の工事が交付対象事業で行われております。その中に、1つの事業として行われておりますので、設計書も1つにまとまっております。

以上です。

**議長（茂木弘伸議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** まとめでやろうと思ったらもう時間がないので、また次にこういう機会があったら質問をさせていただきますけれども、いずれにせよ7月25日時点の契約書がなかった、コリンズ登録も2週間以内に行うのに10月23日になって登録になった。いろいろわからないことばかりがこの工事についてはあります。きちんと再度検証する機会があればさせていただきたいと思っております。

以上で終わります。

**議長（茂木弘伸議員）** 以上で13番、角田喜和議員の一般質問を終了いたします。

## 閉 議

午後2時17分

議長（茂木弘伸議員） 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。  
これにて会議を閉じます。

---

## 管 理 者 挨 拶

議長（茂木弘伸議員） 管理者から発言の申し出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 10月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は議員の皆様にはお忙しい中、10月定例会を開催していただき、ご提案を申し上げました平成29年度決算及び平成30年度補正予算、各議案につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご議決を賜りました。ありがとうございます。審議の過程で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の予算編成、広域行政運営に反映してまいりたいと存じます。一層の事務処理の適正化に努めてまいり所存でございます。議員の皆様にはより一層のご指導をお願い申し上げ、御礼のご挨拶といたします。本日はまことにありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（茂木弘伸議員） これをもって平成30年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後2時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 茂 木 弘 伸

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 山 口 宗 一

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 角 田 喜 和

議 員 全 員 協 議 会

(10月23日)

# 目 次

---

---

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開 会	3
管理者挨拶	3
報告事項	3
散 会	5

平成30年10月渋川地区広域市町村圏  
振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

平成30年10月23日(火曜日)

出席議員(13人)

1番	山	畑	祐	男	議員	2番	馬	場	周	二	議員
3番	小	山	久	利	議員	4番	山	口	宗	一	議員
6番	山	崎	雄	平	議員	7番	入	内	島	英	明
8番	加	藤	幸	子	議員	9番	茂	木	弘	伸	議員
10番	須	田		勝	議員	12番	望	月	昭	治	議員
13番	角	田	喜	和	議員	14番	小	池	春	雄	議員
15番	石	倉	一	夫	議員						

欠席議員(2人)

5番	南	千	晴	議員	11番	南	雲	鋭	一	議員
----	---	---	---	----	-----	---	---	---	---	----

説明のため出席した者

管 理 者	高 木 勉	副 管 理 者	石 関 昭
副 管 理 者	真 塩 卓	会 計 管 理 者	遠 藤 成 宏
監 査 委 員	中 澤 康 光	監 事 査 査 委 員 長	永 井 博 子
事 務 局 長	後 藤 昌 弘	消 防 長	福 田 浩 明
総 務 課 長	高 橋 保	事 業 課 長	吉 田 浩
清 掃 セ ン タ ー 長	永 井 茂 久	環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	田 中 淳 一
消 防 署 長	真 藤 喜 代 次	消 防 本 部 課 長	山 田 知 巳
消 防 本 部 課 長	星 野 光 一	消 防 警 防 本 部 課 長	角 田 泰 紀
総 務 課 長	熊 迫 奈 緒 美	事 業 課 管 理 係 長	杵 渕 全 路
企 画 財 政 係 長			
事 業 課 施 設 係 長	横 手 和 敏	消 防 本 部 課 総 務 課 庶 務 係 長	原 澤 武 志

事務局職員出席者

書記長	石田清六	書記	柴崎紀彦
書記	石田徹	書記	町田直哉

## 開 会

午後2時21分

**議長（茂木弘伸議員）** それでは、これより議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13人であります。

なお、5番、南千晴議員、11番、南雲鋭一議員から欠席の届け出がありました。

本日の議事は、報告事項、(1)、渋川地区広域圏臨海学校跡地の無償譲渡についてであります。

---

## 管 理 者 挨 拶

**議長（茂木弘伸議員）** 報告事項に入ります前に管理者から発言の申し出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 10月組合議会定例会でお疲れのところ恐縮でございますが、議員全員協議会を開催していただきましてありがとうございます。

本日ご報告いたしますのは、渋川地区広域圏臨海学校跡地の無償譲渡についてでございます。説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

---

## 報 告 事 項

**議長（茂木弘伸議員）** 報告事項の説明を求めます。

後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** それでは、議員全員協議会資料、渋川地区広域圏臨海学校跡地の無償譲渡について、1ページをお願いいたします。

1といたしまして、(1)、渋川地区広域圏臨海学校跡地の位置及び面積でありますけれども、位置は新潟県三島郡出雲崎町尼瀬1138番地2であります。現在の面積は5,724.81平方メートルであります。

(2)、沿革であります。渋川地区広域圏臨海学校は圏域内の児童等を対象として、恵まれた日本海の自然環境を利用した野外活動と団体宿泊訓練等を通じて特別教育活動を行うための施設として廃校となった新潟県出雲崎町立の中学校を借りて、昭和48年7月に第1回臨海学校を開校いたしました。開校の翌年には用地を取得し、昭和54年度、昭和55年度で全面改築を行い、翌昭和56年度からは小学校利用以外の期間について圏域住民に一般開放し、施設の有効利用を図りました。平成19年7月16日に発生した新潟県

中越沖地震のため、平成19年度は小学校の利用及び一般利用とも中止といたしました。同年11月に実施した耐震診断の結果は、宿舍棟、食堂棟とも不合格の判定でありました。平成20年度に事業の廃止を決定し、平成21年度に校舎の解体を行い、現在に至っております。現在は更地であります。

2、無償譲渡の理由であります。当該土地は、土砂災害警戒区域指定地、これ地すべりであり、重塩害地区でもあります。また、出雲崎町からこの土地の需要について聴取したところ、この地域での土地需要はほとんどない状況である旨の回答でありました。本組合では、土地の利活用を出雲崎町と相談してきましたが、平成28年度から平成29年度にかけ、出雲崎町からの提案を受け、太陽光発電を設置することを検討いたしました。しかし、臨海学校跡地周辺の消費電力が見込めず、経済産業省からその地域の高圧発電事業の許可がおりないことがわかりました。なお、本年度は跡地を適正に管理するため、除草費用として123万3,000円を予算計上しております。このように今後も本組合が当該土地を利活用することによる有益性が認められず、今後も除草作業等に係る費用負担が継続的に見込まれます。よって、本組合構成市町村の今後の財政負担軽減を図るため、無償による譲渡が望ましいと考えられます。

出雲崎町への譲渡の理由ですけれども、上記無償譲渡理由のとおり当該土地の売却は非常に困難であり、現在、2ページをお願いいたします。出雲崎町が津波避難場所として指定しているため、その処分後においてもこれまでと同様の公共的な目的にしたがった利用に供されることが望ましいと考えられます。そのため、譲渡先について当該地域住民のために利用できる地元出雲崎町とすることが合理的であり、最も適当であることから、出雲崎町に譲渡いたします。

なお、3ページには新潟県出雲崎町の位置、4ページは土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の図で、黒枠で囲まれたところは土砂災害防止法施行令第2条、これは自然現象の種類、地すべりの地域に該当する地域で、右下の黒塗りの場所が臨海学校跡地であります。

以上で渋川地区広域圏臨海学校跡地の無償譲渡についての説明は終わります。よろしくをお願いいたします。

**議長（茂木弘伸議員）** 説明が終わりました。

ただいまの説明でご質疑がありましたら1人3問まで、自席にて発言をお願いいたします。

14番。

**14番（小池春雄議員）** 開校の翌年に用地を取得したとありますけれども、この当時の取得価格はどのくらいだったのですか。

**議長（茂木弘伸議員）** 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

**事務局長（後藤昌弘）** 当時の取得価格ということでもありますけれども、このときは土地と建物、中学校の跡で3,100万円弱であります。これにはその後進入路の71平方メートルも取得しております。これを合わせて3,100万円ということでもあります。

**議長（茂木弘伸議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** それで、ここで出雲崎町に譲渡するという、したいという考えのようなのですけれども、今後の手続というのはどんな形で行われるのでしょうか。

**議長（茂木弘伸議員）** 事務局長。

(事務局長後藤昌弘登壇)

**事務局長(後藤昌弘)** 今後の手続ということでございますけれども、きょうご報告いたしました後、出雲崎町へ話して、改めて日程等について協議していきたいと考えております。

**議長(茂木弘伸議員)** 14番。

**14番(小池春雄議員)** それはそうなのでしょうけれども、公有財産の処分ということですから、歴史もあって、それぞれの構成市町村の住民に対してもいずれかの形で、どういうふうな形か知れませんが、知らしめた中でそれなりの一定の協議、恐らく最終的には広域議会の中でのことなのでしょうけれども、その辺のことというのは余り考えないで進めていくということなののでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

**議長(茂木弘伸議員)** 事務局長。

(事務局長後藤昌弘登壇)

**事務局長(後藤昌弘)** 臨海学校につきましては、以前からもう閉校ということで周知はしております。それで、現在もう普通財産となっておりますので、それにつきまして進めていきたいと思っております。

以上です。

**議長(茂木弘伸議員)** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(茂木弘伸議員)** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告事項を終わります。

---

## 散 会

**議長(茂木弘伸議員)** 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時33分